

小論文試験は、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する論述力、正義と権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理することができる基本的能力を受験者が有しているかを判定する目的で実施される。

本小論文試験は、次の点を評価するものである。問題文を正確に読み取って適切にその要点をまとめ、簡潔に表現することができるかという点、問題文において記述されている内容及び設問上手がかりとして提示されている語句等を踏まえ、問題文で直接記述されているところを超えて問題を探索し、当該問題を分析して、その思考過程を表現することができるかという点である。

問題文は、法律のあり方についての一定の発想を提示し、それを踏まえて人間味のある裁判についての主張を展開し、さらに、人間味のある法律をどう作るかについての主張の前提部分を提示するものである。

設問1においては、問題文にある「人間味のある裁判」にかかる筆者の主張を正確に理解し、その内容を簡潔に分かりやすくまとめることが求められる。

設問2においては、(1)筆者の主張を前提にして、人間味のある法律を作るために何が必要かという問題について筆者がどのような主張をさらに展開することになるかを予想し、(2)そこで想定した主張に対するありうる批判を考えることが求められる。いずれの場面においても、問題文には直接書かれていない問題等を見出すことや、それへの対処方法を論理的・説得的に説明することが求められる。

なお、本小論文試験は、上記の各能力を評価の対象とするものであり、法律学にかかる特別な知識の有無や法律の条文を解釈する能力等を評価の対象とするものではない。